主な議案　６月定例会

今回は、刈谷市国民健康保険税条例の一部改正についてなどです。
質疑については、本会議で報告された各委員会の委員長報告を中心に、要約して掲載します。

条例議案

■刈谷市国民健康保険税条例の一部改正について

軽減措置を拡充

地方税法の一部改正に伴い改正します。

〔問〕軽減措置の拡充による影響世帯数と影響額は。

〔答〕５割軽減世帯数は約１００世帯の増、２割軽減世帯数は約90世帯の増となり、影響額は合計約６００万円の減収になると試算している。

軽減措置の拡充（平成27年度課税から）

			所得基準額（世帯の合計所得）
対象世帯	５割軽減	改正前	33万円+24.5万円×被保険者数
		改正後	33万円+26万円×被保険者数
	２割軽減	改正前	33万円+45万円×被保険者数
		改正後	33万円+47万円×被保険者数

〔問〕２割負担の対象者は。

〔答〕65歳以上の人で、合計所得金額が１６０万円以上の人が対象になる。単身の人で年金収入のみの場合は、年金収入２８０万円以上の人になる。

条例改正は国の介護保険法の改正に伴うものではあるが、利用者の負担増に繋がるため反対であるとの意見がありましたが、採決しました結果、起立多数により原案のとおり可決されました。

■刈谷市南部福祉センター条例等の一部改正について

デイサービス利用料２割負担に

一定以上の所得者が対象

介護保険法の一部改正に伴い、一定の所得を有する第１号被保険者が老人デイサービスセンターを利用した場合の利用料金を現行の１割負担に相当する額から２割負担に相当する額に改正します。

老人デイサービスセンターの様子

■その他、「刈谷市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」を採決しました結果、全会一致で原案のとおり可決されました。この条例は、議員が疾病その他の理由により、議会の会議を長期間欠席した場合等における議員報酬等の支給割合等を定めたもので、議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員により提出されたものです。

また、議員提出議案である「刈谷市公契約条例の制定について」は、市が契約の当事者となる請負契約に係る条例を制定し、中小零細企業で働く人が、安心して仕事ができるようにする必要があるため賛成との意見、労働者の立場、事業者の立場それぞれから意見を聞きながら、より実行性のある条例としてもっと議論を尽くすべきと考えるため反対であるとの意見があり、採決しました結果、起立少数により否決されました。

単行議案

■工事請負契約の締結について

さくら保育園園舎の移転新築工事を行います。

請負契約金額　４億３，７９４万円

契約の相手方　サンエイ株式会社

工期　平成28年３月10日まで

〔問〕新園舎の定員は。

〔答〕現在の１３０人から１６０人となり、３歳未満児で25人、３歳以上で５人増やす予定である。

〔問〕なぜ、３階建てとしたのか。

〔答〕移転先の神田公園は、南側と北側で高低差があるため、これを利用して、低い北側に園舎を建設し、南側の高い部分を園庭にすることで、造成費用の削減や公園の景観を残した整備をすることができる。また、園舎の１階部分を駐車場にできるため、３階建てとした。

〔問〕駐車場の利用方法は。

〔答〕雨天時に外に出ることなく、ぬれずに子どもを送り迎えできることから、主に送迎用の駐車場とする予定である。

報告案件

■平成26年度繰越明許費の繰越しについて

繰越総額　14億４，７０５万円

◇特別会計◇

刈谷市下水道事業特別会計

繰越額　２億９，２８２万円

補正予算議案

補正予算議案は、全議員で構成する予算審査特別委員会を経て、企画総務、福祉経済、文教の各分科会で審査されました。

６月19日に再度予算審査特別委員会を開催し、各分科会での審査結果について各分科会委員長より報告を受けました。

補正する額（一般会計）

３億３，５０９万５千円

補正後の予算総額（一般会計）

５５６億６，５０９万５千円

補正後の予算総額（全会計）

８８２億７，０５６万６千円

（保健）

予防接種事業

国に先駆け市独自に実施

医療費及び医療手当を給付

子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する支援を行います。

１，１０２万７千円

〔問〕支援の対象となるのは。

〔答〕本市が実施した子宮頸がん予防ワクチンを接種した人のうち、持続的な痛みやしびれなどの症状が現在も継続し、医療機関より副反応報告書が提出されている人を対象としている。

〔問〕具体的な支援内容は。

〔答〕接種後の症状に係る医療に要した医療費及び医療手当の給付になる。

なお、給付する医療費は医療保険の自己負担分とし、通院・入院の日数により月額３万３，２００円から３万６，０００円となる。

陳情の結果

今回提出された陳情２件は、関係する委員会で審査された結果、いずれも不採択となりました。

▼憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情　不採択

▼憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上を求める陳情　不採択

委員会の動き

委員会では、議案、陳情の審査のほか、所管事務調査として主に次のことが話し合われました。

企画総務委員会

◆所管事務調査

第３次刈谷市地震対策アクションプラン

〔問〕普段から７日分の水と食料を備蓄するようにとあるが。

〔答〕国の中央防災会議に準じて、本市においても７日分の備蓄を啓発の目標として、定めたものである。

その他「消防団員割引制度の導入」「国勢調査」などが話し合われました。

福祉経済委員会

◆所管事務調査

小規模企業者設備投資促進補助金

〔問〕改正に至った考えは。

〔答〕単年度での集中投資は難しいものであったため、３年間の通算で対象経費を算定できるようにし、これに伴い、既に制度を利用した企業が不利益とならないよう複数回の申請を可能にしたものである。

その他「成年後見制度」「刈谷ハイブリッドアグリ奨励事業」などが話し合われました。

建設水道委員会

◆所管事務調査

（仮称）刈谷スマートインターチェンジの調査報告

〔問〕今後のスケジュールは。

〔答〕整備の詳細が固まっていないため未定であるが、関係機関と勉強会を設けて事務を進めていきたいと考えている。

その他「銀座ＡＢ地区整備事業」などが話し合われました。

文教委員会

◆所管事務調査

児童生徒の登下校の防犯対策

〔問〕安全確保の指導は。

〔答〕まず、逃げること、次に大人に助けを求め１１０番通報してもらうこと、「子ども１１０番の家」の場所を確認することなど、緊急時に対応できるように指導している。

その他「中高生の居場所づくり」などが話し合われました。

■人権擁護委員の候補者の推薦について

平成27年９月30日で任期満了となるので、次の方を推薦することに異議ない旨、答申しました。（任期３年）

近藤俊行氏（３期目）　刈谷市宝町

戸田チトミ氏（３期目）　刈谷市大正町

神谷美紀子氏（１期目）　刈谷市東境町

人権擁護委員とは・・・

人権擁護委員とは、国民に保障されている基本的人権を守るため、法務大臣より委嘱されています。市長は議会の意見を聞き、法務大臣に推薦します。

議決結果一覧表

（※）…賛否が分かれたもの

（６月定例会）

・損害賠償の額を定める専決処分について　了承

・刈谷市土地開発公社経営状況について　了承

・平成26年度刈谷市一般会計繰越明許費の繰越しについて　了承

・平成26年度刈谷市下水道事業特別会計繰越明許費の繰越しについて　異議ない旨答申

・人権擁護委員の候補者の推薦について　すべて可決

【福祉経済委員会関係　４議案】

・刈谷市南部福祉センター条例等の一部改正について（※）

・刈谷市国民健康保険税条例の一部改正について

・工事請負契約の締結について（さくら保育園園舎移転新築（建築）工事）

・工事請負契約の締結について（日高幼稚園園舎大規模改造（建築）工事）

【建設水道委員会関係　３議案】

・訴えの提起について（市営住宅明渡し等請求事件）　すべて可決

・刈谷市営住宅管理条例の一部改正について

・工事請負契約の締結について（公共下水道雨水幹線整備工事（市道３・84号線他））

【文教委員会関係　１議案】

・工事請負契約の締結について（日高小学校南舎大規模改造（建築）工事）　可決

【予算審査特別委員会関係　２議案】

（平成27年度補正予算）

・一般会計補正予算（第１号）　可決

・一般会計補正予算（第２号）　可決

【議員提出議案　２議案】

・刈谷市公契約条例の制定について（※）　否決

・刈谷市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について　可決

（４月臨時会）

・損害賠償の額を定める専決処分について　了承

・専決処分について（刈谷市税条例等の一部を改正する条例）　了承

・固定資産評価員の選任について　承認

・刈谷市税条例等の一部改正について（※）　同意

・刈谷市都市計画税条例の一部改正について　可決

・刈谷市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について　可決

６月定例会及び４月臨時会提出議案の賛否について

賛否が分かれたものについて掲載します。（○：賛成　×：反対）

議案名及び議決結果			市民クラブ							自民クラブ						公明クラブ			日本共産党議員団			清風クラブ			志誠会		新自民クラブ	議長（※）	副議長
会派名及び議員名			中嶋祥元	伊藤幸弘	黒川智明	佐原充恭	鈴木浩二	山内智彦	沖野温志	加藤峯昭	山崎高晴	岡本優	加藤賢次	清水行男	鈴木絹男	松永寿	白土美恵子	樫谷勝	新村健治	野村武文	山本シモ子	上田昌哉	新海真規	星野雅春	神谷昌宏	蜂須賀信明	成田正和	佐野泰基	前田秀文
６月	刈谷市南部福祉センター条例等の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○		○
６月	刈谷市公契約条例の制定について	否決	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×		×
４月	刈谷市税条例等の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○		○

※議長のため、採決に加わらない。

４月臨時会開催

～市民税をはじめとする税制を改正～

４月臨時会は４月16日に招集され、会期を１日間とし、同日閉会しました。

議案については当局より説明を受け、一部の議案について反対意見がありました。その後、委員会での審査を省略し、採決しました結果、議案はいずれも原案のとおり可決されました。

■固定資産評価員の選任について

前任者の辞職に伴い、次の方を選任することに同意しました。

宮田　孝裕　氏

刈谷市元町

■刈谷市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正等に伴い改正します。

○個人市民税の主な改正

・都道府県又は市区町村に寄附した者（確定申告を行わない給与所得者等に限る。）からの申出により、確定申告をせずに当該寄附金に係る寄附金税額控除が受けることができる措置を講ずるもの（５以内の都道府県又は市区町村に寄附した場合に限る。）で、平成27年４月１日以後に支出する寄附金を対象とし、平成28年度以後の年度分の市民税について適用します。

○固定資産税の主な改正

・申告により非課税の適用を受けることができる固定資産の対象に、事業所内保育事業（利用定員が６人以上のものに限る。）の用に供する固定資産を追加します。

○軽自動車税の主な改正

・平成27年度に新規登録された電気自動車及び天然ガス自動車の平成28年度分の軽自動車税を次表のとおり適用します。

車種区分			軽減前	軽減後
三輪			3,900円	1,000円
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円
		自家用	10,800円	2,700円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円
		自家用	5,000円	1,300円

○市たばこ税の改正

・旧３級品の製造たばこに係るたばこ税の税率の特例を廃止するもので、平成28年４月１日以後の売渡し等に係るたばこ税から次のとおり段階的に適用します。

期間	税率（1,000本につき）
平成28年４月１日から29年３月31日まで	2,925円
平成29年４月１日から30年３月31日まで	3,355円
平成30年４月１日から31年３月31日まで	4,000円
平成31年４月１日以後	5,262円

旧３級品とは、専売納付金制度下において３級品とされていた紙たばこ（わかば、エコー、しんせい等）をいいます。